

## 重度化した場合の対応に係る指針

1. 医師や医療機関との連携体制について  
別紙によります。
2. 入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取扱について
  - ① 家賃、水道光熱管理費について  
入所期間中と同額を利用者に、ご負担頂きます。
  - ② 食費について  
入院初日及び退院日は、入所期間中と同額を利用者に、ご負担頂きます。
3. 看取りに関する考え方
  - ① 看取り期（週末期）をどこで過ごし、どこで〔死〕を迎えるのか、利用者ご本人やご家族等にとって重大な関心事となります。  
〔治療〕や〔延命〕を重視すれば病院となりますし、住み慣れた自宅やグループホームで、ご家族・スタッフに囲まれて迎える場合もあります。  
利用者ご本人の病状や、利用者ご本人・ご家族の意向等様々な条件があり、それらを考慮した上でのご判断となります。  
利用者ご本人が終末期を迎えた場合、安らかな死を迎えることが出来るよう、ご家族と共に相談の上〔看取り〕の方法を一緒に考えていきたいと思っております。
  - ② 医学的な処置をしても治癒の見込みがない方に対して当ホームでは、ご本人及びご家族等の希望があれば人生の最後を住み慣れた場所で迎えられるよう援助させていただきます。
  - ③ 病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族等が利用者本人の症状を見て、病院への搬送等希望された場合には、その希望に応じます。
  - ④ ターミナル期の援助方針
    - ・ 主治医や介護スタッフ、ご家族等と終末期の迎え方について、話し合いを持ちます。
    - ・ ご本人・ご家族が安心して静かに過ごせるよう可能な限り、環境を整えます。
    - ・ 室温・採光・換気等の調整、ベッドサイドの整理整頓に配慮します。
    - ・ スキンシップ、コミュニケーションによる継続的な見守りをします。
    - ・ 食欲不振の場合は、ご本人の嗜好に合わせた食事を提供します。
    - ・ 経口摂取（水分・食事）が出来なくなったら、無理な介助はせず、可能な限り時間をかけ、ご本人の希望に沿う介助を行います。
    - ・ 苦痛の表情に対しては、マッサージ・体位変換等、適切に対応します。
    - ・ ご本人の負担を軽減するために、プライバシーを配慮した上で、可能な限り複数にて、清拭・更衣・排泄介助を行います。
    - ・ スタッフが頻回な訪室を心がけるのは勿論のことですが、ご家族に見守られて過ごすことが、不安な気持ちや孤独感を取り除くことになると思います。
    - ・ ご家族が利用者につき添われる場合、十分配慮します。

事業所の名称	グ ル ー プ ホ ー ム 福 平	T E L	099-210-8550
事業所の住所	鹿 児 島 市 下 福 元 町 7 5 0 5 番 地	F A X	099-210-8577